

社会福祉士国家試験受験資格取得に関する履修規程

第1条 愛知県立大学学則第43条の規定に基づき、本学の教育福祉学部社会福祉学科の学生で、社会福祉士国家試験受験資格の取得を希望する者は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年12月15日厚生省令第49号）及び社会福祉に関する科目を定める省令（平成20年3月24日文科科学省・厚生労働省令第3号）によるほか、この規程により履修しなければならない。

第2条 社会福祉士国家試験受験資格を取得するためには、別表に定める単位を修得し、当該学科を卒業しなければならない。

第3条 この課程の授業科目の履修により修得した単位は、卒業単位に算入する。

第4条 ソーシャルワーク実習の単位を取得するためには、240時間以上の実習を行わなければならない。

2 単位の計算は、前項の規定する時間の実習をもって6単位とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の社会福祉士国家試験受験資格取得に関する履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、平成29年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成29年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

3 平成29年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の社会福祉士国家試験受験資格取得に関する履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、平成31年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、平成31年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

3 平成31年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の社会福祉士国家試験受験資格取得に関する履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、令和3年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、令和3年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

3 令和3年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の社会福祉士国家試験受験資格取得に関する履修規程（以下「新規程」という。）別表の規定は、令和4年度以降の入学者（再入学又は転入学をした者を除く。）から適用し、令和4年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。
- 3 令和4年度以降に再入学又は転入学をした者については、新規程別表の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者の例による。

別表

厚生労働省指定科目	本学開設科目	必修 単位
医学概論	医学概論	2
心理学と心理的支援	心理学概論 I *1	2
	臨床心理学 I } *2 発達心理学 }	2 2
社会学と社会システム	地域社会学 I	2
	家族社会学 I	2
社会福祉の原理と政策	社会福祉学概論 I	2
	社会福祉学概論 II	2
社会福祉調査の基礎	社会調査法 I	2
ソーシャルワークの基盤と専門職	ソーシャルワーク論 I A	2
ソーシャルワークの基盤と専門職 (専門)	ソーシャルワーク論 I B	2
ソーシャルワークの理論と方法	ソーシャルワーク論 II	4
ソーシャルワークの理論と方法 (専門)	ソーシャルワーク論 III	4
地域福祉と包括的支援体制	地域福祉論	4
福祉サービスの組織と経営	社会福祉運営管理論	2
社会保障	社会保障論	4
高齢者福祉	高齢者福祉論 I	2
障害者福祉	障害者福祉論	2
児童・家庭福祉	子ども家庭福祉論 I	2
貧困に対する支援	公的扶助論	2
保健医療と福祉	医療福祉論	2
権利擁護を支える法制度	権利擁護と成年後見	2
刑事司法と福祉	司法福祉論	2
ソーシャルワーク演習	ソーシャルワーク演習 I	2
ソーシャルワーク演習 (専門)	ソーシャルワーク演習 II	4
	ソーシャルワーク演習 III	4
ソーシャルワーク実習指導	ソーシャルワーク実習指導 I	2
	ソーシャルワーク実習指導 II	4
ソーシャルワーク実習	ソーシャルワーク実習	6

備考

- 1) *1・*2のうち、「心理学概論 I」、「臨床心理学、発達心理学の2科目」のいずれか1つを選択して履修すれば、受験資格が得られる。
- 2) 他の学校等において履修した科目を本学における科目の履修に代える場合、ソーシャルワーク実習指導とソーシャルワーク実習については一体不可分のものとして取り扱う。